

# 処 分 基 準

B－e－17

平成 29 年 3 月 12 日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第 91 条
処 分 の 概 要： 運転免許付与後の運転免許の条件の付加及び変更
原権者(委任先)： 愛知県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第 93 条第 2 項 (免許証の記載事項) 道路交通法施行規則第 23 条第 1 項 (適性試験)、第 24 条第 6 項 (技能試験)
処 分 基 準： 身体障害者に係る運転免許の条件は、別紙 1 を基準としつつ、その者の運動能力に応じた条件を付し、又は変更するものとする。 聴覚障害者に係る運転免許の条件は、別紙 2 を基準とする。
問 い 合 わ せ 先： 愛知県警察本部運転免許試験場技能試験係 (適性相談室) 電話 (052) 801-3211 内線 365
備 考：